一 般 競 争 入 札 公 告

週休２日工事

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第５条の規定により公告します。

令和７年７月29日

長野県住宅供給公社
理事長　新田　恭士

記

１　工事（業務）の概要及び発注担当部（所）

（１）工事（業務）名　令和７年度 県営住宅（長野）柳原団地浸水防止対策工事

（２）工事（業務）箇所　長野市柳原

（３）工事（業務）内容　〔Ａ１棟〕エレベーター（１基）の開口部に浸水防止対策を行う。
〔Ａ２棟〕エレベーター（１基）の開口部に浸水防止対策を行う。
〔電気室〕電気室（１室）の開口部に浸水防止対策を行う。

（４）工事（委託）期間　120 日

（５）発注担当部（所）　長野県住宅供給公社 事業部 建築課
電話 026-227-4322

２　一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

（１）参加資格要件

①	地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。	
②	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。	
③	長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。	
④	長野県が定めた「建設工事等入札参加資格者に係る参加停止要領」に基づく参加停止の措置を受けていないこと。	
⑤	経営事項審査を受けている者であること。	
⑥	建設業区分要件	**なし**
⑦	業種	**建築一式工事**
⑧	資格総合数値	**820点以下**
⑨	同種工事(業務)の実績又は専門性の有無に関する要件	**なし**
⑩	営業所の所在地に関する要件	**長野地域振興局管内に本店を有する者**
⑪	その他	

３　競争参加資格等の確認手続き

（１）本競争入札の参加希望者は、（３)に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等という。）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

（２）**申請書等の提出は次のとおりとする。**

ア　**申請書等**

1.　**一般競争参加資格等確認申請書（様式１）**

2.　**施工実績（令和５年度、６年度）（様式２）**

元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。

3.　**配置予定技術者の資格・経験（様式３）**

4.　**建設工事入札参加資格の通知等の写し**

5.　**経営事項審査の結果通知書の写し**

当該入札に係る契約予定日の１年７ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営記簿等評価結果通知書」又は「総合評定値通知書」の写しを添付すること。

6.　**郵便封筒（確認結果通知返送用）**

あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

イ　申請書等は持参又は郵送により受付ける。

ウ　提出部数は、正本１部とする。

（３）**申請書等の受付は、次のとおりとする。**

なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。

ア　受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。

受付期間　　**令和7年8月5日**　　から **令和7年8月8日**　　まで

受付時間　　**午前9時から午後4時まで**

イ　受付場所は次による発注担当部（所）とする。

窓口受付　　**長野県住宅供給公社 事業部 建築課　電話 026-227-4322**

長野県住宅供給公社 松本事務所　電話 0263-47-0240

郵送受付（受付期間内必着）
380-0836
長野市大字南長野南県町 1003-1
長野県住宅供給公社　事業部　建築課

（４）その他

ア　申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ　提出された申請書等は返却しないものとする。

エ　申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

４　確認結果の通知

（１）**確認結果は、令和7年8月25日付け郵送で申請者に通知する。**

（２）都合により、（１）の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

５　一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

（１）一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。

（２）（１）の説明を求める場合には、書面により次のとおり受付けるものとする。

ア　本書面は、４（１）の確認結果通知日の翌日から７日以内に提出するものとする。

イ　受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ　書面は持参又は郵送によるものとする。

（３）発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

６　入札及び開札執行の日時及び場所

（１）**入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。**

ア　入札日時　　**令和7年9月9日**　　**9時00分**

イ　入札場所　　**長野市大字南長野南県町1003－1**
長野県住宅供給公社　１階会議室

（２）開札は入札終了後、入札会場で行う。

（３）留意事項

ア　一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（４で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。

イ　工事（業務）費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事（業務）費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）１部を入札時に提出すること。

ウ　代理人をして入札する場合は、委任状を入札時に提出すること。

７　設計図書等

（１）設計書（金抜き）・設計図面・各種計算書、共通仕様書・特記仕様書、現場説明書・条件明示書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。

（２）設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式４）により次のとおり受付けるものとする。

ア　本書面は４の（１）の確認結果通知日の翌日から７日以内に提出することとする。

イ　受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ　書面は持参又は郵送によるものとする。

（３）（２）の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に回答するものとする。

８　入札の執行

（１）入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。

（２）入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。

（３）この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

（４）落札価格の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いて見積った総額に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

（６）入札回数は、２回を限度とする。なお、第２回の入札で落札者がいない場合は、第２回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は２回を限度とする。

（７）落札とすべき同額の入札をした者が２人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

（８）入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、（７）のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

９　低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定している。

（低入札価格調査対象者となった場合、あらかじめ辞退する意向のある者は、調査事前辞退届（同要領 様式７）を入札時に提出すること。）

10　落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事（業務）の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

11　入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実と認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。

(2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。

2　入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の５（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。

3　開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

4　入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。

5　入札保証金等の納付は次のとおりとする。

(1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。

(2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。

6　入札保証金には、利子を付さないものとする。

12　契約書（案）及び入札心得並びに各要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」、「長野県住宅供給公社の公営住宅等管理業務に係る公共工事の前金払に関する取扱要領」を公社ホームページに掲示する。

13　契約の時期

本件契約については、１０により落札者が決定した日の翌日から起算して７日以内（休日を含む。ただし、７日目が休日の場合は休日明けまで。）に契約しなければならない。

14　支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

（１）請負代金額が500万円以上の建設工事については、請負代金額の４割の範囲で前払い金を請求することができる。

（２）部分払いを請求することができる回数は、次のとおりとする。

ア　50万円以上500万円未満　　１回

イ　500万円以上1,000万円未満　　２回

ウ　1,000万円以上3,000万円未満　　３回

エ　3,000万円以上5,000万円未満　　４回

オ　5,000万円以上1億円未満　　５回

カ　1億円以上　契約金額から5,000万円を減じた額を5,000万円で除して得た数の整数部分に５を加えた回数

15　契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に建設工事請負契約書（案）第４条の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約金額が、100万円未満の工事については、入札心得第13(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の契約金額が500万円未満の工事において、入札心得第13(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

16　火災保険等付保の要否

（１）落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。

（２）前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに公社に提示しなければならない。

（３）工事目的物及び工事材料等を(１)の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

17　入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

（１）公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書

（２）虚偽の申請を行った者の入札した入札書

（３）参加資格があると確認された者であって、確認後、参加又は指名停止の措置を受け、入札時点において参加又は指名停止中である者等入札時点において、２（１）の要件を欠いた者の入札した入札書

（４）入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書

（５）同一人がした２通以上の入札書

（６）入札参加者が協定して入札した入札書

（７）金額を訂正し、訂正印のない入札書

（８）入札参加本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

（９）代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(11) 工事（業務）費内訳書の提出を求めた工事（業務）において、工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書

(12) 上記(１)から(11)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

18　その他

（１）入札参加者は、競争入札心得を遵守しなければならない。

（２）入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。

（３）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。

（４）本公告に係る「申請書」「資料」「工事（業務）費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。

（５）本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。

（６）その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

様式１

一 般 競 争 参 加 資 格 等 確 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

長野県住宅供給公社
理事長　新田　恭士　様

申請者　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞
（権限を有する営業所長等が提出する場合は当該所長の氏名）
担当者氏名　　㊞
電話番号
ＦＡＸ番号

下記により公告のあった工事（業務）に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

記

公　告　日	令和7年7月29日
工事（業務）名	令和７年度 県営住宅（長野）柳原団地浸水防止対策工事

様式２

施工実績（令和５年度、６年度）

会社名：

項目		NO	1	2	3
工事（業務）名称等	工事（業務）名				
	発注機関				
	施工場所				
	契約金額				
	工事（委託）期間				
	受注形態等 該当するものに○		元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率＿＿＿＿％	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率＿＿＿＿％	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率＿＿＿＿％
備　　考					

入札保証金納付の免除を希望する者は、過去２年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について２件以上記載すること。

①「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。

②「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね７０％を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※　共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。

様式３

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名：

項目・氏名				
最終学歴				
法令による免許				
工事等の経験	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			
	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			
	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			

様式４

質　　問　　書

提出日：令和　　年　　月　　日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和7年7月29日	
工事（業務）名	令和７年度 県営住宅（長野）柳原団地浸水防止対策工事	
工事（業務）箇所	長野市柳原	
質問書提出者	住　　所	
	商号又は名称	
	電話・ＦＡＸ	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回　　答	

令和７年度　県営住宅（長野）柳原団地浸水防止対策工事

県営住宅（長野）柳原団地浸水防止対策工事　図面リスト							
柳原団地（Ａ１棟・Ａ２棟）				柳原団地（電気室）			
N.O	SHEET TITLE	SCALE		N.O	SHEET TITLE	SCALE	
A－０１	特記仕様書	―		A－０５	電気室　平面図	A-1 A-3	1：25 1：50
A－０２	案内図・配置図	A-1 A-3	1：500 1：1000	A－０６	電気室　立面図	A-1 A-3	1：25 1：50
A－０３	Ａ１棟　平面図	A-1 A-3	1：25 1：50	A－０７	電気室　止水板詳細図	A-1 A-3	1：5 1：10
A－０４	Ａ２棟　平面図	A-1 A-3	1：25 1：50				

株式会社　ＡＢ．ｄｏ

株式会社ＡＢ.do一級建築士事務所

〒380-0811　　長野県長野市東鶴賀町49番1

TEL：026-235-1157（代）FAX：026-235-1591

長野県住宅供給公社	部　長	課　長	調整幹	課長代理	係　長	係　員	担　当

令和７年度
県営住宅（長野）柳原団地浸水防止対策工事　設計図

特 記 仕 様 書

Ⅰ．工事概要

１．工事場所　　長野市柳原　柳原団地

２．工事内容　　浸水防止対策工事

３．工事範囲

※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。
・「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。
　ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事種目 ＼ 工事項目	建築主体工事			
2　仮設工事	○			
3　配管止水処理工事	○			
4　止水板設置工事	○			
5　止水板保管棚設置工事	○			

Ⅱ．管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
株式会社　ＡＢ.do一級建築士事務所	小林　均

主任担当技術者	担当技術者
意匠担当	
（事　務　所　名）（氏　　名）	（事　務　所　名）（氏　　名）
構造担当　株式会社　ＡＢ.do一級建築士事務所	
小林　均	
積算担当　株式会社　ＡＢ.do一級建築士事務所	
小林　均	
意匠担当　株式会社　ＡＢ.do一級建築士事務所	
小林　均	
意匠担当	

Ⅲ. 建築改修工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○をつけたものを適用する。
⊙公共住宅建設工事共通仕様書（最新版）
⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下「改修標準仕様書」という。）
⊙公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下、「標準仕様書」という。）
⊙建築工事標準詳細図（最新版）（以下「標準詳細図」という。）
⊙建築物解体工事共通仕様書（最新版）
⊙敷地調査共通仕様書（最新版）
⊙工事写真の撮り方　建築編（最新版）
⊙公共建築木造工事標準仕様書（最新版）
⊙建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）　　国土交通省大臣官房技術調査課・土地・建設産業局建設業課
⊙公共建築木造工事標準仕様書（最新版）
⊙長野県建設リサイクル推進指針　　長野県建設部

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（　／　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図による。
(3) 本特記仕様書の表記
1) 項目は、⊙ 印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
　⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
　・ 印のみの場合は適用しない。
3) 特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
5) Ⓖ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4 年2 月25 日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章	項　目	特　記　事　項

1 各章共通事項

1．適用区分
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
・　風圧力
　風速（Vo=　　m/s）
　地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ）
・　積雪荷重
　平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（　　　）

2．工事実績情報の登録
※　適用する　　・　適用しない　　[1.1.4]

3．電気保安技術者
※　適用する　　・　適用しない　　[1.3.3]

4．施工条件明示事項
・「現場説明事項・施工条件明示事項」による　　[1.3.5]

⑤．環境への配慮　　(1.4.1)[1.4.1]
1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。
　① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、 パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
　② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
　③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
　④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

⑥．材料の品質等　　(1.4.2)[1.4.2]
1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
　① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
　② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
　③ 安定的な供給が可能であること。
　④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
　⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
　⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料
　床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた

7．石綿含有建材の調査　　[1.5.1]
調査
　※石綿含有建材の事前調査
　　工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
　　貸与資料（　　　）
　・分析による石綿含有建材の調査
　　分析対象
　　　アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
　　分析方法

材料名	定性分析方法 (JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	定量分析方法 (JIS A 1481-3)、(JIS A 1481-4) または(JIS A 1481-5)
	・　（箇所）	・　（箇所）
	・　（箇所）	・　（箇所）
	・　（箇所）	・　（箇所）

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
　採取箇所
　　・図示による　・

8．施工数量調査
調査範囲及び調査方法　※　図示　・　　[1.6.2]
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※　図示　・　　[1.6.3]

9．設備工事との取合い
設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

10．技能士
※　適用する（一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。）　　[1.7.2]
・　適用しない

適用工事種目	技能検定作業
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業　・左官作業　・内外装板金作業
外壁改修工事	・左官作業　・ﾀｲﾙ張り作業　・建築塗装作業
建具改修工事	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ工事作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業　・自動ﾄﾞｱ施工作業
内装改修工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業　・鋼製下地工事作業 ・壁装作業　・大工工事作業　・ﾀｲﾙ張り作業
塗装改修工事	・建築塗装作業
耐震改修工事	・鉄骨組立作業　・型枠施工作業　・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ･ALCﾊﾟﾈﾙ工事	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
石工事	・石張り作業
植栽工事	・造園工事作業

11．化学物質の濃度測定　　(1.5.9)[1.7.9]
測定方法　※　パッシブ法（拡散法）　・　アクティブ法（吸引法）
　検査機関
　　※　環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者
測定物質
　※　ホルムアルデヒド　※　トルエン　※　キシレン　※　エチルベンゼン
　※　パラジクロロベンゼン　※　スチレン

測定箇所（室）
計　　箇所

※　試料採取にあたっては、監督員又は監督員が指定する者が立会いの下に行う。

化学物質の室内汚染濃度指針値

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ﾄﾙｴﾝ	ｷｼﾚﾝ	ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｽﾁﾚﾝ	備　考
0.08ppm	0.07ppm	0.20ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm	

12．埋設配管・配線および鉄筋調査
あと施工アンカー工事
　6章および8章による
コア抜き、はつり工事等
　※既存資料調査
　・探査機（電磁波レーダー法又は電磁波誘導法）による探査
　　配管　・配線等の位置の墨出を行う
　　範囲
　　　※図示による
・　放射線透過試験
　　労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。
　　1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
　　2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
　　3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
　　4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
　　5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。
　　　撮影枚数　　枚
　　　フィルムサイズ
　　　コンクリート厚さ　　cm

⑬ 完成図等　　(1.7.1～1.7.3)(表1.7.1)
※　作図する
　※　完成図（※　設計図書で示したもの全て　・　標仕表1.7.2による
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・　監督員の指示による）
　　作成方法　・　原図　用紙　（・　トレーシングペーパーA1　・　　　）
　　　　　　　　　作図方法（※　CADで作成し出力　・　　　）
　　　⊙　製本（原図の白焼き、Ａ３版（１部））
　　　・　CADデータ（・　CD-R（２部）　・　　　）
　※　保全に関する資料（２部）

⑭ 完成写真
下記のものを監督職員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。

分　類・規　格	撮　影　箇　所　数	部　数	写真のサイズ（mm）
⊙ カラー写真	外部（・）内部（・）	※ 2　⊙ 1	※ ｷｬﾋﾞﾈ版　⊙ｻｰﾋﾞｽ版
・ パネル（木製枠）	外部（・）内部（・）	※ 2　・	※ 半切　・ 全紙
・ カラースライド	外部（・）内部（・）	※ 1　・	24×36以上
・ 電子データ	外部（・）内部（・）	※ 2　・	※428万画素以上 ※350dpi以上

電子データは、ﾌｨﾙﾑｽｷｬﾝのうえRGB各8ﾋﾞｯﾄ（ﾌﾙｶﾗｰ）、JPEG形式最高画質（100%画質）とし、CD-Rにて提出とする。
　※ 完成写真は施工箇所ごとに1枚とする。

2 仮設工事

①．騒音・粉じん等の対策　　[2.1.3]
・防音パネル
・防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
　・図示による　・

2．足場等　　[2.2.1][表 2.2.1]
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
外部足場
　・設置する
　　（設置範囲　・工事に必要な範囲　・図示による　・　　　）
　・設置しない
防護シート
　・設置する
　　（設置範囲　・工事に必要な範囲　・図示による　・　　　）
　・設置しない
内部足場
　・設置する
　　（※脚立、足場板等　・　　　）
　・設置しない
材料、撤去材等の運搬方法
　種別（・A種　・B種　・C種　・D種　・E種 ）
　C種：利用可能なエレベーター　（・図示による　・　　　）
　D種：利用可能な階段　　　　　（・図示による　・　　　）

③．既存部分の養生　　[2.3.1]
養生方法等
　・既存部分
　　養生方法（※ビニルシート、合板等　・合板＋防炎シート ）
　・既存家具、既存設備等
　　養生方法（※ビニルシート等　・　　　）
　・既存ブラインド、カーテン等
　　養生方法（・ビニルシート等　・　　　）
　　保管場所（・図示による　・　　　）
　・固定された備品、机、ロッカー等の移動
　　・図示による　※工事に支障となる範囲
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4．仮設間仕切り　　[2.3.2][表 2.3.1]
仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所
　・図示による　・既存防火扉利用　・
仮設間仕切りの種別と材質等

種別	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填材
・A種	・せっこうボード 種類（・　　　） 厚さ（・　mm　※9.5mm ）	・無し ・片面 ・	グラスウール 32k ※厚さ 50mm以上 ・
・B種	・合板 材種（・　　　） 厚さ（・　mm　※9mm ） ・		
※C種	防炎シート		

仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所	グラスウール貼り
※木製	※合板張り程度	・無し	・　か所	・有り
・	・	・片面	・図示による	・無し

グラスウール貼り　※グラスウール32k（厚50mm以上）

5．監督員事務所　　[2.4.1]
・　設ける　※　設けない
規模　※　10㎡程度　・　20㎡程度　・　（　）㎡程度

⑥．工事用水
構内既存の施設　⊙　利用できる（※　有償　・　無償）　※　利用できない　[2.4.1]

⑦．工事用電力
構内既存の施設　⊙　利用できる（※　有償　・　無償）　※　利用できない　[2.4.1]

3 防水改修工事

1．施工数量調査　　[1.6.2、3]
調査範囲
　・図示による　・
調査方法
　・図示による　・
既存部分の破壊を行った場合の補修方法
　・図示による　・
調査報告書（提出部数　・2部　・　　）

②．降雨等に対する養生方法（とい共）　　[3.1.3]
※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による
・

3．既存防水の処理　　[3.1.4] [3.2.3、4、6]
既存保護層の撤去
　・行う（範囲　・図示による　・　　）　・行わない
既存防水層の撤去
　・行う（範囲　・図示による　・　　）　・行わない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
　・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）　・行わない

④．既存下地の処理　　[3.2.6]
既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等
　・図示による　・
POS工法及びPOSI工法（機械的固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置
　※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による
　・
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
　※監督職員との協議による　・図示による

10 その他工事

①．止水板
形状　　⊙組込式　⊙脱着式
施工箇所　⊙標 準

案内図

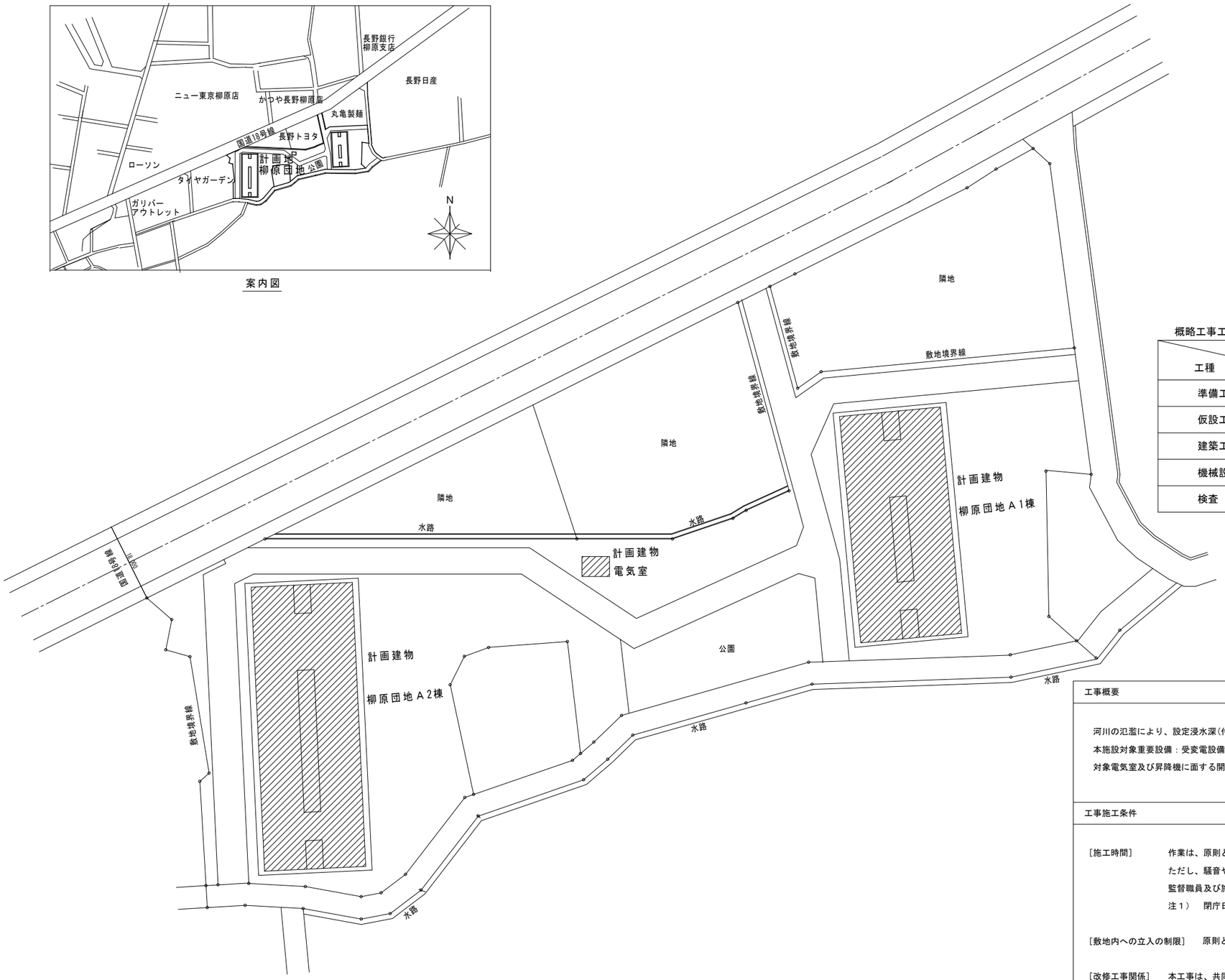

配置図　(A=1) Ｓ＝1：500 (A-3) Ｓ＝1：1000

概略工事工程表(参考)

工種 ＼ 月　日	1カ月 (10 20 30)	2カ月 (10 20 30)	3カ月 (10 20 30)	4カ月 (10 20 30)
準備工事	着工準備・調査			
仮設工事	現場事務所設置・外構仮設設置			養生仮設撤去
建築工事		図面作成 / 発電機置き場内工事	不陸調整 / 製作 / 建品工事	止水板取付
機械設備・電気設備工事		図面作成	止水工事	
検査				検査期間

工事概要

河川の氾濫により、設定浸水深(付近の地盤面から500mmの高さ)規模の洪水が起きてしまった場合に、重要設備が浸水しないよう対策を行う。
本施設対象重要設備：受変電設備、昇降機（設定浸水深500mm以上の高さにある設備は非対象）
対象電気室及び昇降機に面する開口部に、止水板による浸水防止対策を行い、水の浸入を防ぐ。

工事施工条件

［施工時間］　作業は、原則として開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、騒音や振動が発生する作業や、第三者の通行の妨げとなる工事は、閉庁日（注１）の午前8時30分から午後5時30分までとし事前に監督職員及び施設管理者と協議を行う。
注１）　閉庁日とは、行政機関の休日に関する法律における行政機関の休日とする。

［敷地内への立入の制限］　原則として特段の制限はないが、事前に監督職員及び施設管理者と協議を行う。

［改修工事関係］　本工事は、共同住宅に入居している「居ながらの改修工事」である。
入居者及び来訪者が訪れるため、整然とした現場を維持し、第三者に対して細心の配慮をすること。
改修範囲周辺の備品等、工事に支障となるものの移動は、監督職員及び施設管理者と協議の元、行うこととする。
防犯の観点から、閉鎖及び施錠方法について、監督職員及び施設管理者と協議を行うこと。
その他、工事中に生じた施工条件については、監督職員との協議による。
工事施工にあたり、既存施設等に損傷を与えた場合、復旧その他の費用の負担は受注者の責任とする。

長野県住宅供給公社

部長	課長	調整幹	課長代理	係長	係員	担当

株式会社　ＡＢ．ｄｏ
〒380-0803　長野県長野市東鶴賀町49番1
TEL：026-235-1157（代）FAX：026-235-1591
一級建築士登録　第 113149 号　小林 均

SCALE　A-1 1：500　A-3 1：1000

CONSTRUCTION NAME　令和７年度　県営住宅（長野）
柳原団地浸水防止対策工事

MAP NAME　柳原団地
DAY　2025. 7

MAP　A-02

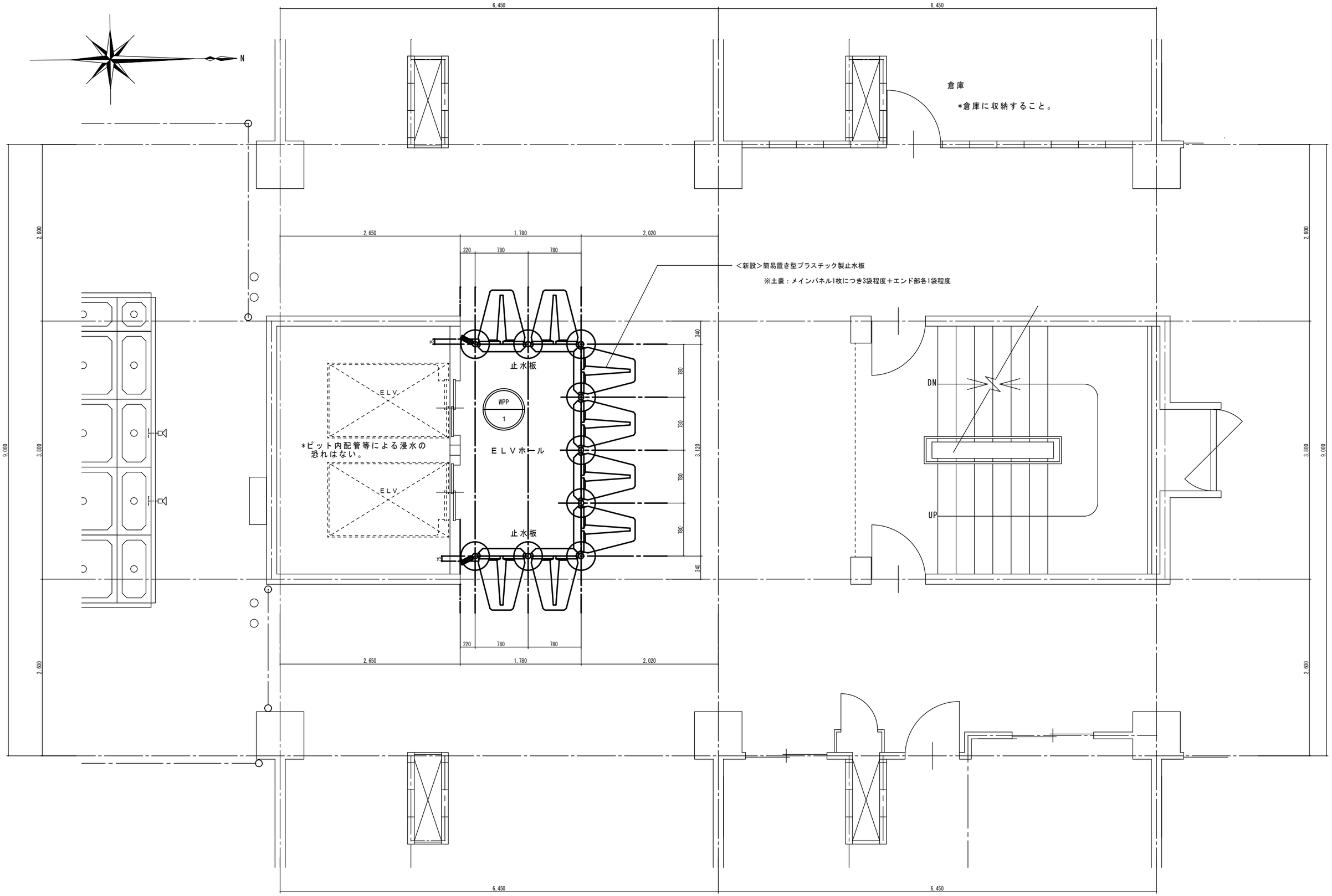

長野県住宅供給公社	部長	課長	調整幹	課長代理	係長	係員	担当

株式会社 ＡＢ．ｄｏ
〒380-0803 長野県長野市東鶴賀町49番1
TEL：026-235-1157（代）FAX：026-235-1591
一級建築士登録 第 113149 号 小林 均

SCALE A-1 1：25 A-3 1：50

CONSTRUCTION NAME 令和７年度 県営住宅（長野）
柳原団地浸水防止対策工事

MAP NAME Ａ１棟 平面図
DAY 2025. 7

MAP A-03

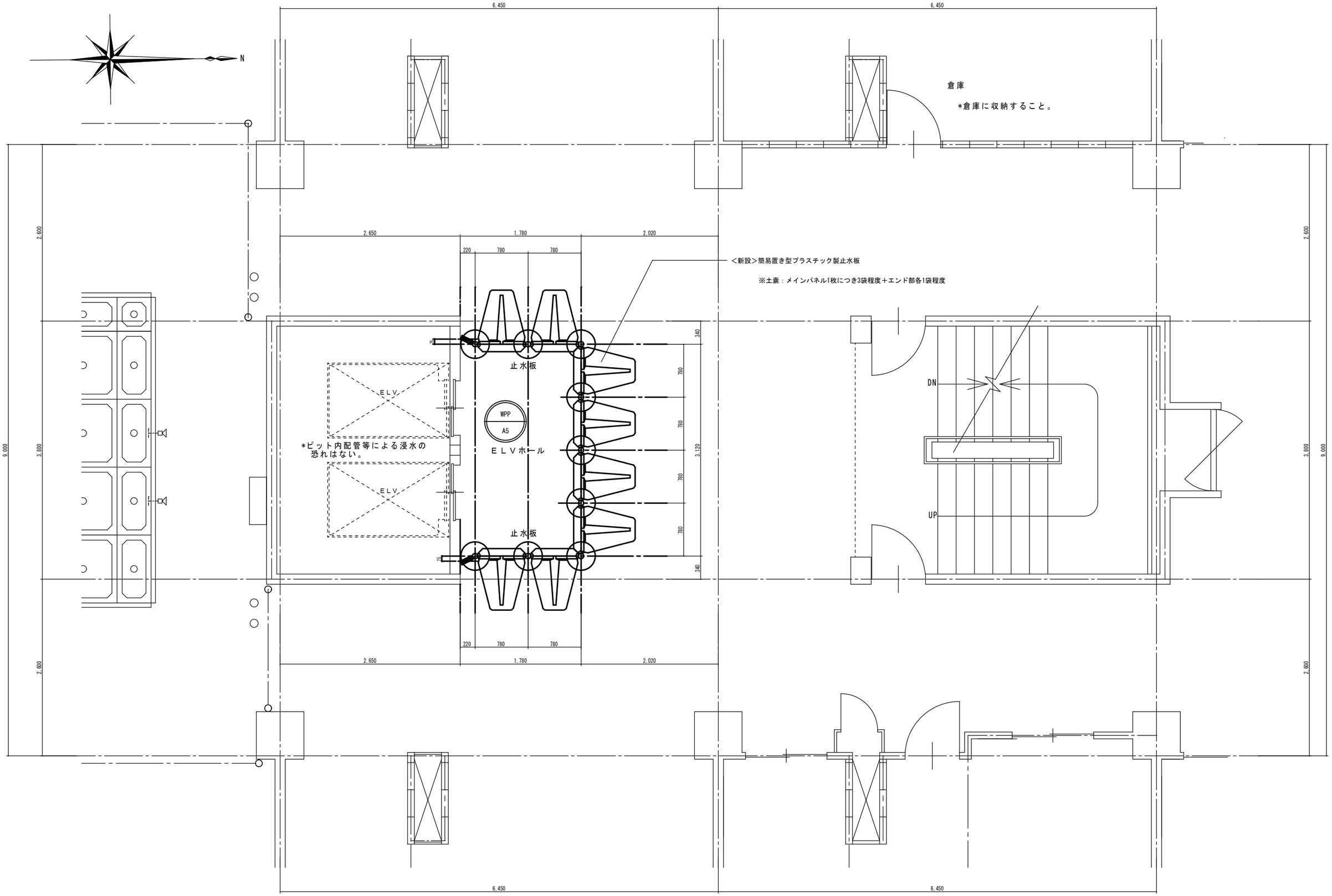

長野県住宅供給公社	部長	課長	調整幹	課長代理	係長	係員	担当

株式会社 ＡＢ．ｄｏ
〒380-0803 長野県長野市東鶴賀町49番1
TEL：026-235-1157（代）FAX：026-235-1591
一級建築士登録 第 113149 号 小林 均

SCALE A-1 1：25 A-3 1：50

CONSTRUCTION NAME 令和７年度 県営住宅（長野）柳原団地浸水防止対策工事

MAP NAME Ａ２棟 平面図

DAY 2025. 7

MAP A-04

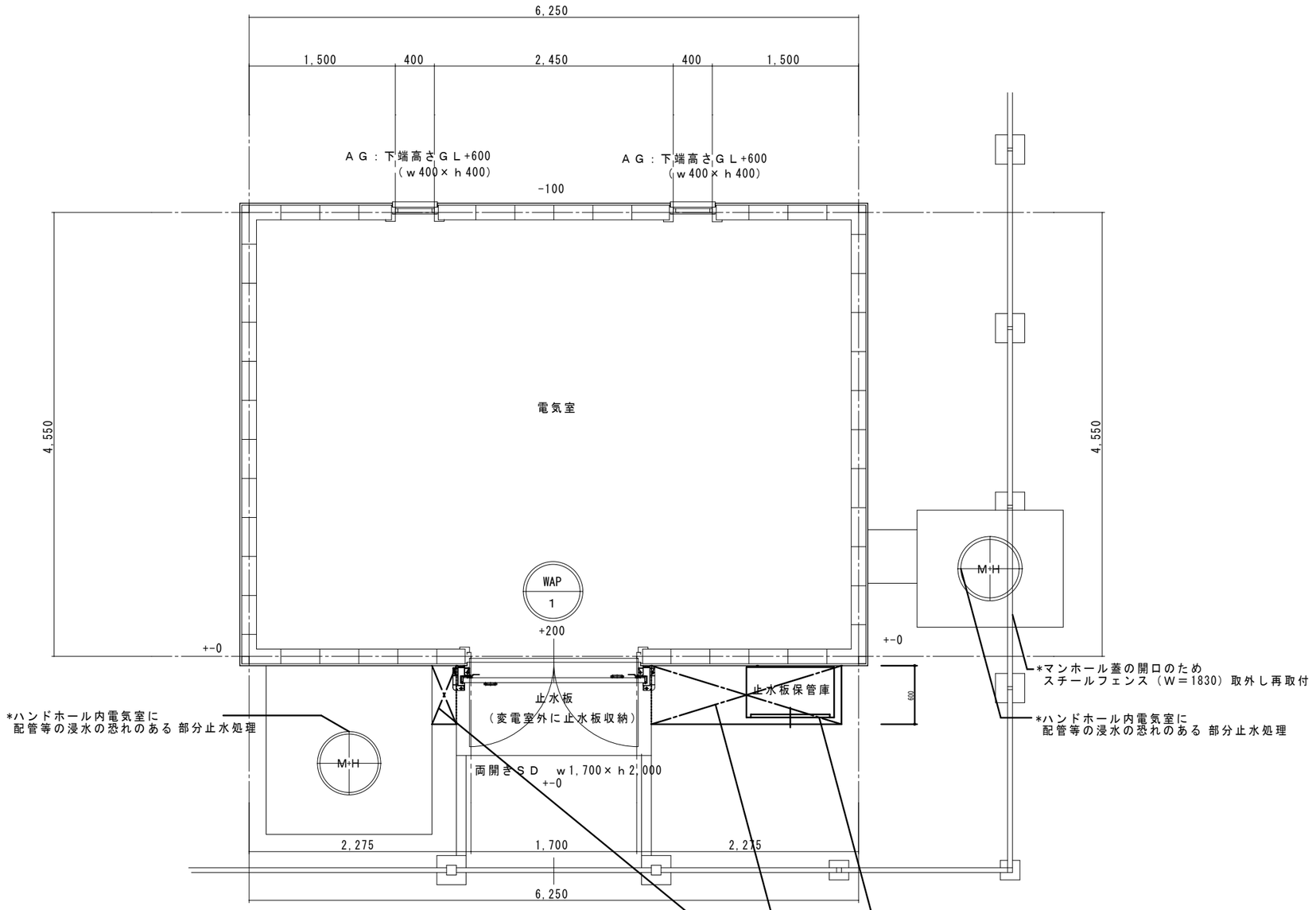

注意：止水板設置床部分は必要に応じてフラット処理をする。

外壁　アスベスト含有なし

平面図　（A=1）Ｓ＝1：25　（A-3）Ｓ＝1：50

符号 ／ 場所	WAP - 1 ／ 既存ＳＤ
形 状	【 既存 】

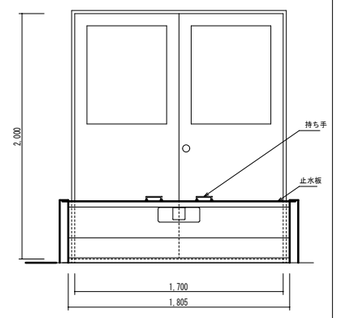

種類	アルミ製止水板(脱着式)
材種 ／ 浸水防止性能等級	アルミ押出形材 ／ Ｗｓ－３以上（漏水量：10L/(h･㎡)以下)
数量 ／ 見込 ／ 収納場所	１箇所 ／ パネル厚 30 ／ －
金物ほか付属品	ステンレス側柱、取手、締付クランプ、三方水密ゴム、 など付属品一式(メーカー仕様)

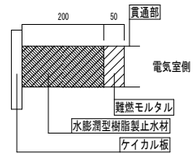

ケーブルラック貫通部部止水処理①　参考図

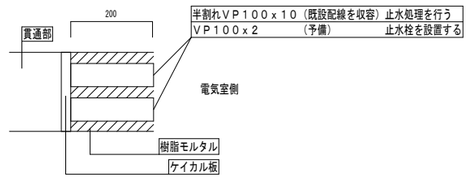

ケーブルラック貫通部部止水処理②　参考図

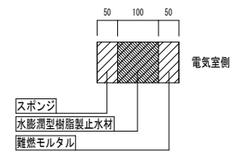

配管止水処理　参考図

（上記の止水材はストパック同等品とする）

長野県住宅供給公社	部 長	課 長	調整幹	課長代理	係 長	係 員	担 当

株式会社 ＡＢ．ｄｏ
〒380-0803　長野県長野市東鶴賀町49番1
TEL：026-235-1157（代）FAX：026-235-1591
一級建築士登録　第 113149 号　小林 均

SCALE　A-1 1：25　A-3 1：50

CONSTRUCTION NAME　令和７年度　県営住宅（長野）柳原団地浸水防止対策工事

MAP NAME　電気室　平面図

DAY　2025. 7

MAP　A-05

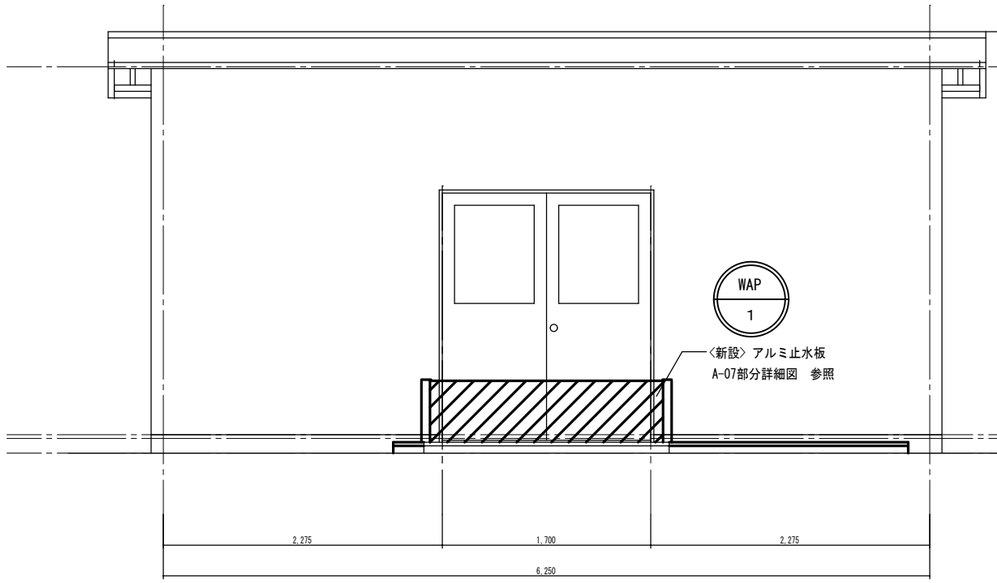

柳原団地変電室　南立面図(A-1)S=1：25 (A-3)S=1:50

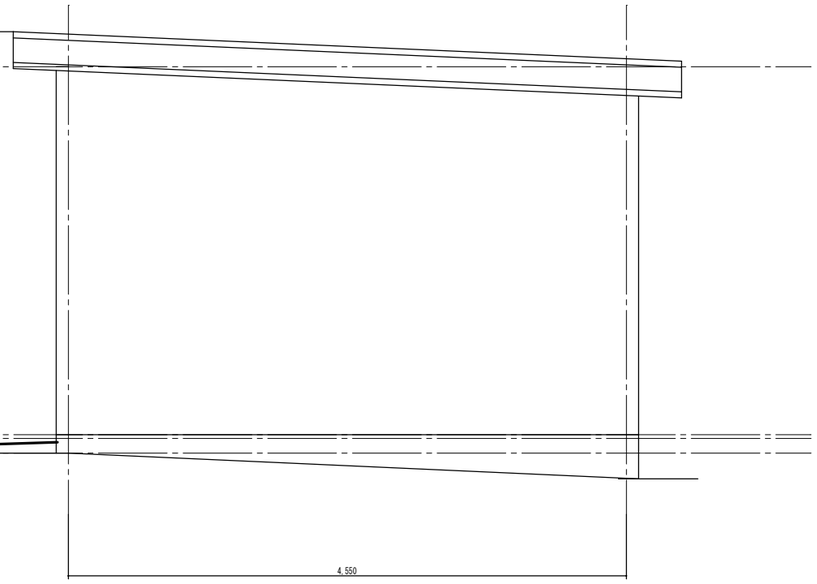

柳原団地変電室　東立面図(A-1)S=1：25 (A-3)S=1:50

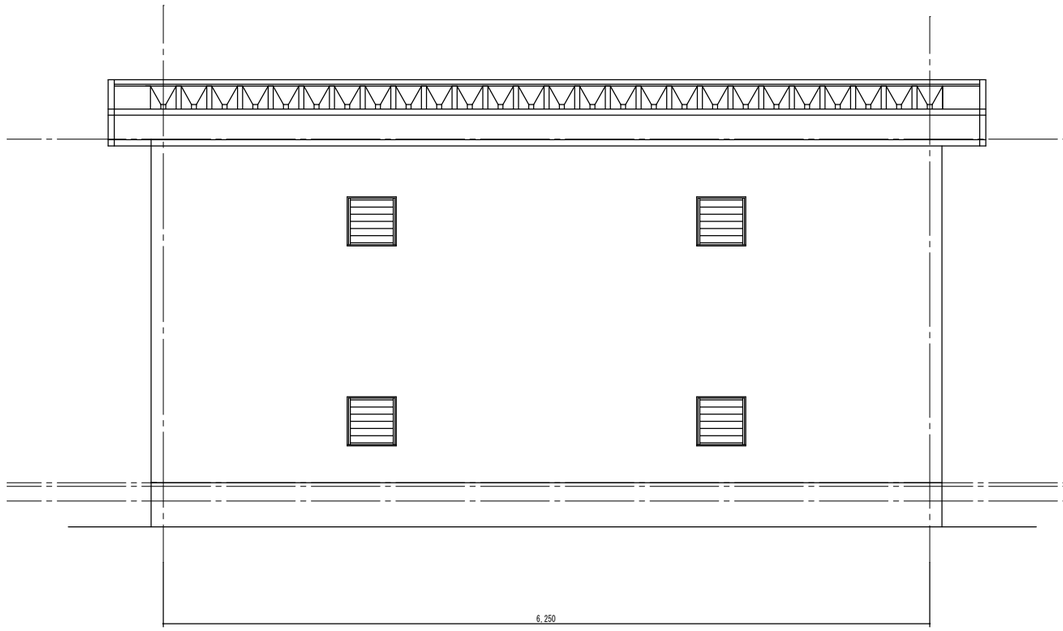

柳原団地変電室　北立面図(A-1)S=1：25 (A-3)S=1:50

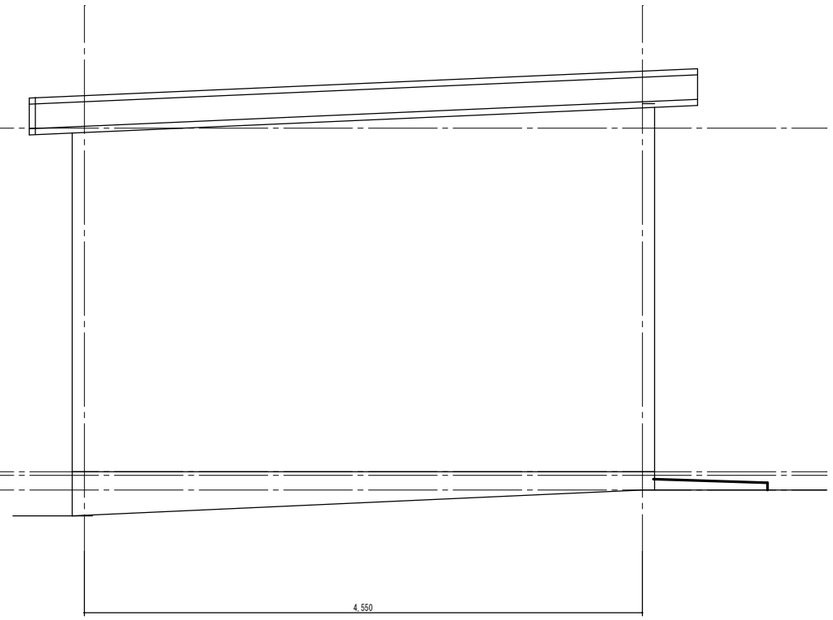

柳原団地変電室　西立面図(A-1)S=1：25 (A-3)S=1:50

長野県住宅供給公社	部長	課長	調整幹	課長代理	係長	係員	担当

株式会社　ＡＢ．ｄｏ
〒380-0803　長野県長野市東鶴賀町49番1
TEL：026-235-1157（代）FAX：026-235-1591
一級建築士登録　第 113149 号　小林 均

SCALE
A-1 1：25　A-3 1：50

CONSTRUCTION NAME
令和７年度　県営住宅（長野）
柳原団地浸水防止対策工事

MAP NAME
電気室　立面図

DAY 2025. 7

MAP
A-06

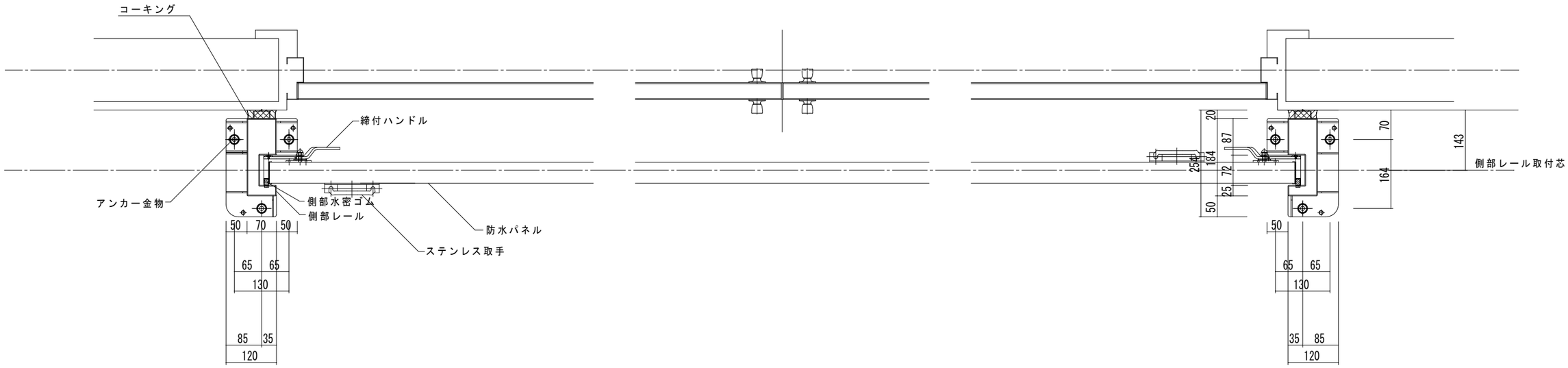

ＳＤ部分平面詳細図　　Ｓ＝1：5（Ａ-1）Ｓ＝1：10（Ａ-3）

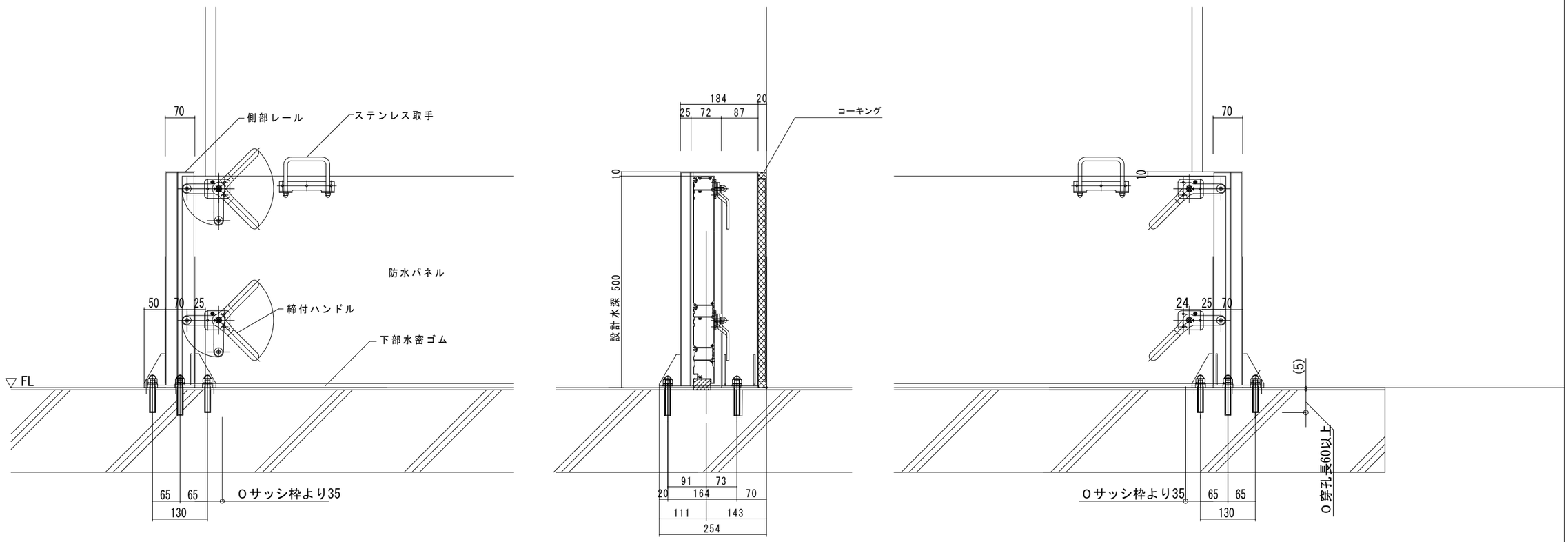

注意：止水板設置床部分は必要に応じてフラット処理をする。

ＳＤ部分断面詳細図　　Ｓ＝1：5（Ａ-1）Ｓ＝1：10（Ａ-3）

長野県住宅供給公社	部長	課長	調整幹	課長代理	係長	係員	担当

株式会社　ＡＢ．ｄｏ
〒380-0803　長野県長野市東鶴賀町49番1
TEL：026-235-1157（代）FAX：026-235-1591
一級建築士登録　第 113149 号　小林 均

SCALE　A-1 1：5　A-3 1：10

CONSTRUCTION NAME　令和７年度　県営住宅（長野）柳原団地浸水防止対策工事

MAP NAME　電気室　止水板詳細図

DAY　2025. 7

MAP　A-07

参考数量

令和7年度 県営住宅(長野)

柳原団地浸水防止対策工事

内訳明細書

週休２日工事

長野県住宅供給公社

1. 工　　事　　名　　令和7年度 県営住宅(長野)

柳原団地浸水防止対策工事

2. 工 事 場 所　　長野市柳原

3. 工 事 概 要　　〔A1棟〕

・エレベーター(1基)の開口部に浸水防止対策を行う。

〔A2棟〕

・エレベーター(1基)の開口部に浸水防止対策を行う。

〔電気室〕

・電気室(1室)の開口部に浸水防止対策を行う。

金　　額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

消　費　税＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

総　　計＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

No.	名　　称	規　　格	数 量	単位	単 価	金　額	備 考
	総 括 表						
Ⅰ	直接工事費						
A	建築工事		1.0	式			
	Ⅰ　　計	直接工事費計					
Ⅱ	共通費						
A	共通仮設費		1.0	式			
B	現場管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
C	一般管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
	Ⅱ　　計						
	工 事 価 格						
Ⅲ	消費税等相当額		1.0	式			
	工　事　費						

No.	名　　称	規　　格	数 量	単位	単 価	金　額	備 考
I	直接工事費						
A	建築工事						
	〔A1棟〕						
-1	ユニット及びその他						
	簡易置き型 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製止水板	ﾒｲﾝﾊﾟｰﾂ8枚､ｴﾝﾄﾞﾊﾟｰﾂ2個 連結ﾊﾟｰﾂ9個 、止水ﾏｯﾄ SEKISUIﾌﾟﾗﾊﾞﾘｱ同等品	1.0	か所			
	土のう砂入り	20kg程度	26.0	袋			
	A-1　　計						
	〔A2棟〕						
-2	ユニット及びその他						
	簡易置き型 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製止水板	ﾒｲﾝﾊﾟｰﾂ8枚､ｴﾝﾄﾞﾊﾟｰﾂ2個 連結ﾊﾟｰﾂ9個 、止水ﾏｯﾄ SEKISUIﾌﾟﾗﾊﾞﾘｱ同等品	1.0	か所			
	土のう砂入り	20kg程度	26.0	袋			
	A-2　　計						
	〔電気室〕						
-3	直接仮設						
	養生	外部改修	4.5	㎡			
	整理清掃後片付け	外部改修	4.5	㎡			
	A-3　　計						
-4	防水工事						
	止水板側柱 躯体取合目地	ｼｰﾘﾝｸﾞ20×15 変成シリコン系(MS-2)	2.2	m			
	ハンドホール内 止水処理	配管すき間	2.0	か所			
	既存フェンス 取外再取付		1.0	式			
	A-4　　計						
-5	防水工事						
	止水板	W1805×H500 脱着敷 1連1段 側部レール 床固定共 日本マシナリータウンガード同等品	1.0	か所			
	プレハブ小屋物置	スチール製W900×D515×H1903 床固定及び転倒防止壁固定共	1.0	か所			
	土間コンクリート打ち 金コテ直押え	W2200×D600、W250×D600鉄筋D10@200（タテヨコ共）砕石敷き t＝150、残土場内敷均	1.0	か所			
	A-5　　計						
	A　　計						

No.	名　　称	規　　格	数 量	単位	単 価	金　額	備 考
Ⅱ	共通費						
A	共通仮設費						
	準備費		1.0	式			
	仮設建物費		1.0	式			
	工事施設費		1.0	式			
	環境安全費		1.0	式			
	動力用水光熱費		1.0	式			
	整理清掃費		1.0	式			
	機械器具費		1.0	式			
	その他		1.0	式			
	交通誘導警備員	B	1.0	人			
	A　　計						

県営住宅・市営住宅・職員宿舎・賃貸住宅

改修工事現場説明書

長野県住宅供給公社

１．工事範囲

この工事は別冊設計図書及び仕様書に示す範囲となる。但し図書に明示されていなくとも、技術上及び施工上で当然工事の完成に必要と認められるものについては、受注者の負担において監督員の指示に従い施工する。

２．工程に関する事項

（１）本工事の作業（資材、機械等の搬入を含む）は、早朝及び深夜に行ってはならない。（但しやむを得ず実施する作業で、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。）

（２）騒音・振動を伴う作業は、原則として日曜・祭日に行ってはならない。但し、騒音・振動を伴わない作業で監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

３．週休２日工事

本工事は週休 2 日工事の対象工事である。「長野県住宅供給公社の週休２日工事実施要領」に従い取り組むものとする。

（参考）「長野県住宅供給公社の週休２日工事実施要領」
http://www.nagano-jkk.jp/docs/koukokupdf/R7.4.1syukyu2ka.pdf

４．安全対策に関する事項

（１）受注者は工事期間中、工事に対する入居者の協力が得られるよう、現場内外における工事火災、工事公害の発生防止に努めるものとし、下請関係者にも主旨の徹底をはかること。

（２）建設資材の搬入に際し、事故ならびに騒音等の防止のため道路関係法規を遵守し、現場及び現場周辺では車の速度等に充分留意し、沿道及び入居者から苦情を引き起こさぬよう努めること。

（３）入居者との協議の結果によっては、資材搬入経路時間等の規制を後日に指示することもありうるが、この場合原則として請負金額の変更はしない。

（４）本工事の施工にあたり、騒音・振動・ほこり・資材片の飛散等による被害を誘発しないよう、必要に応じて予防措置を講じ、入居者に対する迷惑や近隣家屋に対する損害を与えぬよう努めること。

（５）工事用車両による事故あるいは紛争等が生じた場合、又は近隣家屋に損害を与えた場合、受注者は直ちに監督員に報告するとともに、入居者ならびに近隣家屋等に対する損害補償については受注者の責任において措置すること。

５．仮設に関する事項

受注者は、工事用電力・用水・電話について各関係機関と協議し、諸手続きを行ったうえ使用する。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

６．工事写真

後日では容易に検査できない箇所及び各工程により写真撮影を行い、竣工時に整理のうえ提出すること。

７．その他

（１）本工事の施工に先立ち、実施作業工程及び作業計画書を作成し、事前に入居者及び関係機関と協議し協力を得るものとする。また居住中の住宅に立ち入る際は必ず入居者の立ち会いにより行い、紛争の生じない様心がけること。

（２）受注者は、以下の保険に加入すること。
※工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険（建設工事保険、組立保険、火災保険）。なお、保険金額は、請負金額以上とする。

※工事作業員・作業員の身体傷害を填補する保険（法定外労災補償）。

８．補足訂正事項

設計図書の内容について次のとおり補足訂正する。